

会議録

会議名	第5回高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会
日時	令和5年10月10日(火) 18時00分～19時30分
場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室
出席者	<p>《検討委員会委員》</p> <p>柳林信彦委員，松本憲誠委員，斉木邦政委員，藤田奈々委員，柚村誠委員， 中村仁也委員，青屋憲介委員，中野浩史委員，安河内聖委員，吉村建太郎委員， 岡村大委員</p> <p>欠席者：高橋潤委員，和田享仁委員，中井昭秀委員，岡崎隆太委員，</p> <p>《事務局》</p> <p>松下整教育長，山中浩介教育次長，植田浩二教育次長， 教育政策課：岸田正法課長 学校教育課：竹内清貴課長， 学校環境整備課：高橋直人課長，奥宮磨美課長補佐，露谷真也係長 武市和丈主査補，藤村雄作主査</p>
資料	・「高知市立学校のプールの今後の在り方に関する答申書(案)」
議事内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 教育長挨拶 3 議題
委員長	<p>みなさんこんばんは。第5回になりますけれども、よろしく願い申し上げます。会次第の「3 議題」に入る前に、簡単に今後の予定というか流れの確認をしておきたいと思っておりますけれども、今、教育長からもございましたが、前回、第4回の本検討委員会におきまして答申の基本的方向性の特に「7 高知市立学校のプールの今後の在り方」については、基本的な合意を皆さんからいただいておりますので、方向性については基本的には定まったと、あとはこれを答申書として、どのような形の書きぶりで落とし込んでいくのかっていうのがこれからの課題になるということでございます。前回もお話ししたところでございますが、次回、第6回が一応最終回になる予定でございますけれども、第6回には答申書の最終決定、本検討委員会の最終的な成果物である、教育長からの諮問に対する答申でございますので、これも最終ご審議をいただくことになるということになっております。我々がこれまで5回にわたってまあ全6回やるわけですけど、議論の結果として、本答申書で答申してよろしいかという事の確認になりますので、その時に、大きな章を丸ごと移すとか、これから調整と色々データを集めてもらわないと修正できないようなものがあるというわけにはいきませんので、もう最終回のところは基本的には一個一個の報告についてこれでよろしいですかっていうのを確認させていただき、基本的には軸の修正で、誤字脱字があるとか、もうちょっと表現をこうできないのかというのが最後第6回になるかなと思っております。となると、今回第5回が答申全体の確認修正の大きなところは最</p>

	<p>終の機会だという風にご認識いただければと思っておりますので、もう少しこういうデータがないのかとか、こういうところについて調べてから出さなきゃいけないともしあるとすれば、今回出していただいて、第6回にそれに対して修正が加わって最終決定という形になりますので、今回そういったものを出す必要がある分については出していただき、大きい修正は今回までという形になるかなという風にご理解頂ければと思います。では、「3議題 (1) 第4回検討委員会からの修正について」ということで、第4回におきましても大枠の決定の他に、様々なご意見頂いておりますので、その点に関して事務局の方で答申案の修正をしていただいておりますので、そちらの修正箇所の説明からいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>— 「(1) 第4回検討委員会からの修正について」の説明 —</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。まあ、第4回のところで各委員の先生方から出されたご意見及び教育委員会の方で気がついた点についての修正箇所についてご報告いただいております。この点について、何かご意見、ご質問、委員の方からいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>まずは修正箇所に関してのご質問を頂ければと思っておりますが、いかがでしょうか。お願いします。</p>
委員	<p>修正色々ありがとうございます。21 ページ目の新たに追加されました表ですが、1 番最初の表だけが、年度が昇降順になっていて、他は4年、3年、2年と下っていつてるんですが、頭の表だけが平成30年、令和元年上がっているの、ここを合わせたほうがいいんじゃないかと思っております。</p>
事務局	<p>はい、こちらですね、そのまま引用させていただいている状態なので、高知県警察本部の方に修正をお願いしないといけなくなるので、一度相談をさせていただきます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。ちなみになんですけど、この表の内容は「高知県全体」ですよ。例えば「高知市」っていうのって分かるんでしょうか。難しいかもしれませんが。</p>
委員長	<p>はい、お願いします。</p>
委員	<p>はい、これ内容としても言われたように、高知県下の水難事故の状況ということになりますので、これは項目を拾って内容を確認すると、どこの場所で起ったのかという詳細が実は関係団体には下りてくるようになっていきますので、高知市内の事故の内容で洗出しはできるということです。それが年齢別で言うと、子ども達の様子もわかるので、そこまでのものが必要であれば、また委員会を通して高知市内の内容でと、ご相談を受けることは可能かもしれないです。はい、以上です。</p>

委員	<p>ありがとうございます。新しい表なので、ちょっと気になりました。次がですね。25 ページ目の朝倉中学校がスクールバスを利用して水泳授業を実施した場合の表にある項目で1校あたりの年間費用のところの453人という数字ですが、これは全校生徒になってないですか。今年度は、3年生はプール活動してないですが、その人数でってということですか。</p>
事務局	<p>すみません。今年度の実績を掲載したというより、仮にという形で例として挙げさせていただいて、確かに453は全校生徒の人数です。</p>
委員	<p>朝倉中学校は実際に今年やってるので、例ではなくて実績の方がいいんじゃないでしょうか。</p>
事務局	<p>実際にかかった費用をとということでしょうか。</p>
委員	<p>その人数においても1年生と2年生だけだったので、ある程度取れるんじゃないかなと思います。で、朝倉中学校だけがこういう記載があるので、やっぱり予測とかではなくて、きちっと事例として参考にした方がいいんじゃないかなと思います。</p>
委員長	<p>ただ、実測を載せた場合ですね、例えば、12年後とか8年後にいずれの中学校の学校プールが破損して、あるいは老朽化して使えなくなった時に、今年度、朝倉中学校は1、2年生をやって3年生やらなかったけれども、その時の壊れた中学校に関しても同じようにやらない学年があるのかわからないので、そうすると基本的には全員に対してプールを提供する形で考えなきゃいけないと思うんですよ。ただお話されるように、朝倉中学校においての、いずれかの中学校をexampleにして、その子ども達全員がやった場合の試算の部分と、朝倉中学校は実際にやっているの、その部分を具体の数字として出しておくっていうのは、両方あってもいいんじゃないかなって気がします。もし朝倉中学校の名前を載せるのであれば、今年度やっているところなのでそれはそう分かるような形で別途書かれて、シミュレーションはシミュレーションとして書かれるのがいいんじゃないかなという風に思います。なので、朝倉中学校はやっておられるので、そこはちゃんとその形で書いた方がいいと思います。ただシミュレーションとしての数字が必要なもので、ちょっとそこは検討お願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>すみません、今年の朝倉中学校の実績についてのところなんです。まず10月の末まで水泳の授業がありますので、まだちょっとこう確定はしてないというところと、今回、その故障に伴って緊急的な対応ということでスポーツ振興事業団の方にもご協力いただきまして、使用料を免除していただいております。</p>
委員	<p>そしたらですね。453 っていうのは「全校生徒」という記載があればわかりやすいかな</p>

	<p>と思います。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
委員長	<p>実際やられておられるので、実際を書いているのか、シミュレーションとして書いているのが分かるように書いておけばいいかなと思います。</p>
事務局	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。21 ページの表ですが、引用なので、高知県警察本部のホームページを基に作成にして引用をつけておけば、高知市で直しても問題ないと思います。別に向こうのホームページを直せという必要はないので。それと、高知市分を出していただいた方が本答申にはふさわしいかなと私も思いますが、もし膨大な手間がかかるようであれば、以下は高知市だけではなく、高知県内の事例ではあるがとかっていう文章を書いていけばそれでいいと思います。高知市だけの方が本答申にはふさわしいけれども、それは手間と、ものすごく膨大な時間かかるのであれば、そうわかるように書いていただければいいかなと思います。そこを工夫いただければと思います。お願いします。</p>
委員	<p>よけいややこしい話になりそうなんですけど、これって事故の起きた場所がっていうようなことなんじゃないかなとちょっと思ったりするんですよね。高知市の子が室戸に行って事故に遭ったらそれは室戸の事例として、高知市の数から減っていくと思うので高知県全体でも不都合ないかなと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。あくまで本数値が何を示してるのかというのが明示されればいいかなと思いますので、また確認いただければと思います。お願いします。</p>
委員	<p>今、議論になっているところについてなんですけど、自分はちょっとこの表がついて前後の書きぶりが、最初からこれ後の確認なんかあんまり変わってないんですけど、ちょっと違和感を持ち始めている一人です。この表にある人数は、学校における水泳の授業がきちんとできていたら助かっていた命のように感じられるというか、表に載っている亡くなられた方、事故発生件数、もちろんこれはこれで、知っておかなければならない部分であると思うんですが、これとこの学校における水泳の授業の必要性の因果関係は、泳げないから亡くなられたのかっていうことにならないか。そういうことになると、日頃から携わっていらっしゃる人命救助の技能であるとか、災害時の対応であるとか、そういう視点からすると水泳の必要性というのは、この表を見ると一目瞭然で分かるんですが、学校における水泳授業の必要性ってなると自分達は普段から、本会の初回でお話したと思うんですが、学習指導要領に基づいて授業をやっているわけで、その学習指導要領が求めている枠の中にあることは全部やるっていう考え方を普段から持っていると思います。なの</p>

で、この表が加わってくると私は「そこまで考えなければいけなくなったのか。ちょっと重いなあ」という感じを受けます。かつ、これが高知県の実態ですというところで、まあ、それを根拠に今後その貴重なそういう技能を身につける機会が失われていくことはあってはならないとするなら、この実態がある限り、高知県は他の何が変わってもプール水泳の授業は続けていかなければならないという風な理屈にもなっていくんじゃないかなと。そうすると今、自分もあんまりこの分野勉強したことがなかったんですけど、全国各地でプールの老朽化の問題が起こっていて、ただ、それとは別の軸で、プールの授業が学校に必要なのかっていう風な議論が起きていることを考えると、次の学習指導要領どうなってくるのかなというところもちょっと考えたりします。仮に次の学習指導要領でプールの授業が選択、あるいはやらなくてもいいことになってしまった時にも、高知県高知市としてはプールの授業をやり続けることになるのかな。これがある限り。そうはならないんじゃないかとかっていう風なことをちょっと思っています。なので、学習指導要領は変わって、プールがプールの授業が必要ないってなったら、そこはそこでまた別の属性を持った方が集まって今後どうしていいかという軸で話がされるべきであって、なんかここで、この表を見て、「あ、高知県、こういう実態があるんだ。だからプールの授業はしなければいけないんだ」と思われると、非常に学校における水泳授業というのは重いものになってしまう。そこがちょっと私は懸念があるということです。

それからもう一個の文部科学省の水泳指導の手引きを自分もこれ読んでみたんですけど、平成 26 年に出たもので、平成 29 年告示の学習指導要領によって自分達は授業をしているので、ちょっとこれをはめ込むのは資料というか、根拠として古いんじゃないかなっていうことをちょっと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。後半については事務局において確認いただいて、単純なものなので確認いただければと思いますが、前半部分なんですけれども、私の理解としては、第 2 回目のところで、水泳の授業の必要性について、ここで審議・議決いただいた時に出てきた話題、議題だと思っているんですけども、現行における現行学習指導要領においても、プール指導は必ずしもしなくていいですよ。中学校 3 年生だと選択になりますので、水泳指導は必要だけれども、実技指導がどこまで必要かっていうのはいかがですかね。多分、実技指導を完全に必要かというところ、今やってないところ、臨時にやってないところもあるので、それを超えて「本市において水泳のプール指導が必要だ」という話をするときに、それは学習指導要領より、例えば中学校の高学年においては選択でいいけれども、「高知市においてはプール指導するのだ」ということを選択しているんだと思うんですね。この会は、第 2 回目に。その時の議論は広く、高知市においてはこういったものが必要だからだという論理で、これは成り立っているというのが僕の理解なんですけれども、今お話されていることの前半部分はその部分を議論し直すってお話でもあって、当然、学習指導要領が変わったり、社会的な情勢が変化になれば、この答申そのものがいつまで通用性を持たせるのかというのは、教育委員会における政策形成判断の中になりますので、当然、大きな政策環境だったり、教育政策環境が変更になれば、新しいメンバーで議論

がされるんだろうと私は了解するんですけども、書きぶりのレベルでどうするのかというのが議論のうちに入ってくると思うんですが、今いただいているところの前半部分のところは、「本市において学校プールを残し、プールにおける実際の水泳授業が少なくとも本答申中では必要であるのだ」というところなので、そこはだいぶ大きい議論をしなければいけなくなると、私の理解になるんですけどもいかがでしょうか。

委員

自分が言いたいのは前回まで出てきた資料だとこれが全部文章になっていて、おそらく近い将来起こるであろう南海トラフ地震なんかのことがちょっと意識されたような文面だったように思います。その中でそれだけであれば、そういうことかなっていう風に思うんですが、ここにこう数字が入った表が出たことによって、ものすごく人命を貴ぶ方向にこうバイアスのかかった議論になったような気がします。それは全て大事なことです。人の命というのは尊い、これはもう言わずも当然なことなんですけど、そうではなくて、今議論しているのは、できればやったほうが良い指導がお金がなくなって、できなくなりつつある。これをこれからどういう風に考えていったらいいのか、そのたたき台を議論しているっていう風に自分は解釈してるんですけど、そういう風な視点に立った時に、この高知県の現在の状態っていうことをあまり前面に出しすぎると、これは変えようがないことになってしまう。自分が言いたいのは、もしその学習指導要領なんか根っこから変わった時にもう一度プールというか、プールと言うよりは水泳の授業ですね。移動して行うとして中学校は今移動して行おうとしているんです。その方向で検討しているんですが、そのことも含めて、もう一回リセットがかけられるチャンスが近い将来出てくるんじゃないかなっていう風な思いを持っているんです。なので、ここであまりにも高知県ならではの状況を書きすぎて、だから水泳の授業をやらなければならないとなると、これは将来生涯外せない内容になってくるんじゃないかなっていうことをちょっと思うものですから。自分はもうシンプルに、自分達が普段から根拠を持って指導して、その根拠になっている学習指導要領に必要だと書かれているから必要だ。それ以上のことではない。ここに書かれていることは学習指導要領が出来上がった時に既に議論が進んでいて、学習指導要領の中にすべて包括されていることが書かれているのではないかという風なことを思ったものですから。数字です。自分が気になるのは。

委員長

すいません。答申の性格を考えた時に、例えば、本答申は答申に過ぎないので、この検討委員会の議決事項として、最大限教育委員会におかれては、これに基づいて教育政策をやってほしいという形で提出することになると思うんですね。先ほど申し上げた通り、政策環境が大きく変われば、つまり学習指導要領の当該部分において、非常に大きな修正が入れば、それはそれとして本答申が元にしての全般的な傾向が変わりますので、ええ、政策の根本が変わるので、その時は多分、教育委員会におかれては現政策の基本としての答申では、もはやうまくいかないだろうということで、新しく委員を任命されて検討委員会を開くだろうと私は思っているわけですね。で、逆にこれまで進めてきた議論からすると、これ後半部分になりますけれども小学校、特別支援学校においては、何をおいても水泳授

業を止めちゃいけないで、自校プールをせよっていう風に本答申は書くわけですね。それはそういう形で前回議決していただいているわけです。中学校に関しては、検討してほしいと学校外プールの検討を始めていると、その検討を始める場合には、費用比較をした上で安い場合に検討を始めていくと書くわけです。本委員会としては、政策環境の大きな変化がない限り、これを極力守ってくれよっていうのが本検討委員会としての基本的スタンスになるわけですね。なので、少なくとも政策環境がそれぞれ大きく変更がある、学習指導要領が変更になったりするのであれば、当然新しい考え方に基づいて政策変更されるんだろうということはあるんだけど、その以前において、我々が現行のところで積み上げてきた前提理解と我々の議論の水準からすれば、少なくとも特別支援学校と小学校に関してはプールを維持継続し、自校プール水泳をやってくれっていうのが今のところの水準なんですね。これを取り崩すわけにはいかないわけです。そのことと将来にわたって、これが未来永劫続くかどうかっていうのは、別の議論で、今の委員のお話をそのまま取ってしまうと、本答申にどう変えたとしても、それは変えていいよって話になってしまうので、たぶんそうはいかないと思うんですね。なので、ここで議決され、ここで水準として、到達したところはその形で、つまり現行の我々が前提にした事実からすると、この、先ほどから言ってるような結論になる。極力それを守ってやってくれってことが答申本文にはなるので、委員のご懸念はよくわかります。要するにこれが未来永劫続くような事柄になってしまっただけというのはその通りです。政策的な環境の変更によって、教育委員会に政策環境に変更の自由がなければいけませんので、それは学校現場においてもそれは大変なことになるので、その通りですね。なので、そこはちょっと難しいと思うんですが、一方で今お話しされてるところの中段部分で、今二番目の私の中段、前半部分ですね。本答申の 21 ページ、22 ページに数値情報としてこういう形で載ってきた時に、これが現行の学校教育における水泳授業との論理的な密接な関係があるものとして捉えられると、学校としての理解としては辛いものがあるだろうというのが、私達は別の議論としては成り立つご懸念になることは確かだと思いますので、ここはどういう形で示すかというのを含めて少し数字データを出すか出さないか、あるいは例えば、警察本部のホームページのリンクだけ貼ればいよいよねっていう話を、要するに答申本文に数値データが載る必要があるのでどうなのかということも検討はできると思いますので、その点については確かにおっしゃられるように、この水死者数であるとか、発生件数であるとか、水難発生が学校による水泳授業の必要性の中で、現行の水泳事業との論理的関係でもって示されるように見える見せ方は多分、本答申、本検討委員会としても本意ではないので、そこは少し検討いただいてもいいかなという風に私も思っているところです。なので、ここの部分の修正はこの形でと思うんですが、その点で委員いかがですかね。よろしいですかね。じゃあお願いします。

委員

載せるか載せないかの論点とちょっと違うかもしれないですけど、小学校学習指導要領においては、今回書いていた平成 29 年の学習指導要領から小学校で言うと、5、6年生に以前の指導要領でなかった安全確保につながる動きっていうのは入ってきていますので、

それを変えてきた携わった先生の話しを聞くと、その水難事故であるとかというようなこともあって、その場で浮く運動とか、その動きとしてはあったんですけど、安全確保につながる運動っていうことで、実際にその文言として明記されて、それぞれの体育は教科書がないので副読本になるんですけど、副読本にもこの動きをやってみましょうみたいな形で書かれるようになっていきます。ということ踏まえると、ここにこれが論理的整合性みたいなものが必要かどうかというのはまた別の議論になるかと思うんですけども、学校現場においては、その少なくとも小学校においてはそういう動きを身につけることをすることが求められているとは言えるのかなということがあります。あと、これも参考になるんですけども、小学校で5年生の怪我の防止って、その体育の保健の領域の学習があるんですけども、その中に身の回りの生活に関わる事故の防止っていうところでその水難事故であるとか、高知県のものでは当然教科書などではないんですけども、それを扱う中で、水泳の時にこういう事を身につけたらいいよねみたいな授業レベルではありますけれども、そういう話をしたということはあるので、情報提供します。

委員長

はい、ありがとうございます。学習指導要領の記述をもっと厚くするってのがあってもいいかなと私は思っていて、基本的には学校の教育活動は学習指導要領を基にして作られているので、その部分においても水泳授業で必要性の部分の記述をもっと厚くするっていうのはしてもいいかなって感じは私もしております。すみませんよろしくお願いします。

委員

はい、このデータが載る載らないは別として、この必要性のところ、最初の議論の中で、水泳授業を通じて自分の命を守ろうと、それにはプールが途中でなくなったりするのは良くないだろうということで、泳ぐ力を小学校から中学校にかけて確実につけていこうと言う事のお話から始まっていたと思うんですよ。だからプールを維持していこうと言う議論だったと思います。そういった意味では、泳ぐ力は、プール事故ってほぼ無いんですよ。結局は自然水域に出た時に、その泳ぐ力がないために命を落としているという事例は非常に少ないんです。全国のデータがほとんどこのデータと似通っているわけで、そういった意味では、やっぱり水泳授業というのは水を活用した健康増進も含めて命を守るために必要なことを、この現場で教育をするという大前提があると私は思っていたので、それで目に見えるものがあれば県内のそういったものも見据えて、このプールは絶対必要だよっていう話になるのかなって個人的に思っていたんですけど。これが出ることよっての負担があるようであれば、ただ学校の現場としてのお考えとしては、やっぱり子ども達がそれぞれどこへ行っても、水の事故から命を守るということについては、水泳授業は絶対必要だということでの異論はないと思われるので、書きぶりについては、ここの会でまだ議論いただけたらと思います。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。今、本部分の4番の扱ってところから少し整理させていただくと、基本的には学校における水泳授業が必要だというお話に、一つの論拠として形成されていくわけですけども、一方で、学校の授業の中だけで全ての水泳の教育とか、

子ども達の泳ぐ力の安全教育が尽きるわけではないわけですね。学校は学習指導要領に書かれている学校が求められている範囲内でそれが求められている。一方でそれで尽きるわけではないけれども、一方で学校にそれが求められているもの間違いないということになるので、「全部学校の責任だ」というのは書き過ぎだし、あるいは「学校に責任がないよね」って言ったら、間違ってること書いていることになるので、書きぶりが問題になるわけですが、今ありました通り、片方でやはり学校の授業の中での、こうした子ども達の水に対する全般的な安全についてのお話は、まあ触れたほうがいだろうと。ただし、やはり学校の責任は学習指導要領を中心として無限の責任を負っているわけでも、すべての責任を負っているわけでもないで、その部分に関してはデリケートにしっかりと範囲を限定して書く必要があるだろう。これは答申ですので、もう少し表層的な部分に移してしまうと、特にこの統計情報の取り扱い方を含めて、少し本文のところは、次回までに工夫を少しさせて頂ければと思っておりますが、その形でよろしいでしょうか。よろしいですかね。

はい。ありがとうございます。大きなところが前回決着がついているので、こういうところがだんだん気になってくるのは当然のことだと思いつつ、こういうところを決めていくのが今回の役目でございますので、また是非ご意見いただければと思います。他にいかがでしょうか。お願いします。

委員

43 ページの「(2)プールの今後の在り方」のところ、一番最初の小・義務教育学校（前期課程）の中の中盤あたりに書いてある部分で、若干ちょっと、この方が理解しやすいだろうなという表現のところがあるので、お伝えしておく、途中のところ「児童にとって安心安全な状況下で」と書いてある中で、「必要な改修工事等を実施し、自校プールでの水泳授業を継続するべきだと考える。」その後の「ただし、学校や児童、保護者が希望する場合は、外部プールの利用も可能とする」と、長期的なある意味での対応を書いています。なので、まあ、理解をしやすい課題で、右側にある表と合わせるのであれば、この「継続するべきだと考える」の後の「ただし」の部分ですが、これ一番最後の「今後においても、要は大前提としては自校プールでやるべきで、事例としては、高知市総合体育館でプールで水泳授業を実施した実績があって、今後においても…省略しますが、最善の方策を検討し、水泳授業を実施する必要がある。で今回、そのあとに「ただし、学校や児童、保護者が希望する場合は、外部プールの利用も可能とする。」と書いておいたほうが分かりやすいのかなと言う風に思ったところ。そうすると、特別支援学校の希望も同じことだろうと思っておりますので、それで言うと、同じような形でさっき申し上げた、あくまで右の表示故障が発生したっていうのは微細なもの。長期的なものも含めてという話ですよね。そうなった場合ってのは、基本的にもう改修していくんだという姿勢を持った上で、それでも、学校の授業保護者が希望する場合にのみ、外部プールの議論を開始する。まあ、短期的なことだと、それでも前提条件が厳しい場合とか、あとはもう保護者児童がそういう場合とということを書いての方が分かりやすい、他の方に伝えやすいかなと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。43 ページ、44 ページはまた後で少しじっくりと見て頂きたいと思ってるところでございますが、「(2)プールの今後の在り方」ところです。全体の書きぶりが手を入れきれてなくて、例えばこれも1行目のプール施設が老朽化等により利用できなくなった場合から始まっているにも関わらず、ずっとこれ一文が続いてるんですよ。ずっと一文が続いて老朽化によるプール施設が使用不可となった際には更に出てきたりするの、少しここは全体として日本語の整理が必要などころなんです、少し今いただいたご意見も参考にしながら、全体の修正をかけたいと思います。どうもありがとうございます。

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あくまで第4回の検討委員会からの修正に関していかがですか。という話ですので、その他の部分含めた全体についての修正のご意見等はまたそこでということになりますが、とりあえずよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、「3 議題 (1) 第4回検討委員会からの修正について」は以上のようにさせていただき、今いただいたご意見に基づいて修正をまた図って第6回目に備えさせていただきたいと思います。

では、続きまして「(2) 高知市立学校のプールの今後の在り方に関する答申書(案)」ということで、一応、議論の立て付けの形からしますと、今までのところは答申書(案)のところではなくて、全体として答申になるべき資料の修正箇所についてご報告をさせていただいたということで、(2)の議題が、高知市立学校のプールの今後のあり方に関する答申書(案)についての検討ということになります。検討の仕方なんですけれども、今お話し致しました通り、全体の部分はですね、これまでも何度も何度も見ていただいているところでございまして、唯一、文章状になった形でご確認いただいてないのが今お話しいただいた42ページの「7 高知市立学校のプールの今後の在り方」の部分でございまして、本日はまず先に7番についてのご審議を頂き、その後にその他の部分の全体にわたってのご意見、ご修正、加筆のご意見をいただいているという流れにさせていただきたいと思っております。ということで、42ページを開いてください。基本的には繰り返してるところでございまして、答申書(案)の審議でございまして。本検討委員会は、一番初めに今日申し上げたことですが、教育長からの諮問に対しまして答申をするという形になっておりますので、答申書(案)は本検討委員会の答申書(案)という形になってございまして。ということもありますので、特に重大な部分の42ページからの7番については事務局の方ではなくて私の方から皆様にご提示させていただいて、ご意見を伺うと形にしたいと思っております。42ページをお開きください。「7 高知市立学校のプールの今後の在り方」の「(1) 基本的な方向性」です。これは前回はどちらかというと箇条書きの中でお示しさせていただき、私の方で、各項目に関して皆様にご確認をさせていただきながら、認めいただいたものを、その基本的にその時、私の方で説明させていただいた論理を元に文章としてくっつけているものになってございまして。

まず「(1) 基本的な方向性」はどちらかというと、(2)の具体的な対応策に至る前提の部分でございまして。全部読むとちょっと時間がかかりますので、書きぶりに関してはまたご意見いただいたと思いますけれども、方向性の第3段落目ですね。「そのため、プール施設の

老朽化が原因によりプール施設が使用不可となった場合においても、本答申書の4 学校における水泳授業の必要性で述べたように、水泳授業が実施できなくなるようなことがあってはならない」と考えるってことをまず前提とさせていただきます。なので、プール施設は重要なんだけど、次ですね。「一方で学校のプール施設は」ということで別紙1にあるように、つくられた時期もバラバラなら、これまで改修等の修正とか、リフレッシュが入った時期もバラバラで、いつ壊れるのかとか、いつどうなるのかっていうのはこちら側で細かく予測できるものではございませんので、ということで、このパラグラフ4行目ですね。建設されてから経過年数改修履歴および点検評価がそれぞれ異なるプール施設について、全ての学校に対し、基本的な方向性を一律に判断することはできない。なので本会においても、じゃあ来年から全部自校プールでとか、来年から全部民間プール活用ねって話にはならず、老朽化で故障が発生した、場合にどういう風な基本原則で教育委員会が判断し、対応を練っていくのかっていうことを示すってことになるだろうというのを書いているところです。以上のことから、学校プールの施設において、老朽化等による故障が発生した場合は、本答申書で確認した事項を含む事項を踏まえ、故障が発生した学校ごとに方向性を検討する必要があるだろうということですね。こういう風にやってくれと教育委員会に言うということですね。検討するに際しては、小、中、義務教育、特別支援学校に共通している課題として、まあ、共同利用はこういうのが必要で、小学校の課題としては、低学年中学年とかこういう時間かかることとか、小プールが必要であるということであるとか、そういうことが書かれて。一番下ですね。こういった形で小、中、特別支援学校において状況は違うので、学校ごとに判断する必要もあるし、さらに一番下の2行です。以上のことからプールの今後の在り方については、小、中、義務教育、特別支援学校ごとに検討する必要があるということで、それぞれ検討してください。で、43 ページの「(2) プールの今後の在り方」に行くということです。では、それぞれにどういう形になるのかっていうのをもう前回いただいております、審議の結果を文章的に落とし込むとこうなるだろうということですね。まず、小学校、義務教育学校（前期課程）に関しては、多分一番いいのはですね、「プール施設が老朽化等により利用できなくなった場合」は無の方がたぶん綺麗に文章いくと思うので、ちょっとここはまた後で修正をさせていただきます。文章的には。本答申「3 水泳授業における小・中・義務教育・特別支援学校の意見」に記載の通り、小・義務教育学校（前期過程）の低学年や中学年は移動や更衣等に時間かかることや教育課程、子どもの発達段階などを考えた場合、現状の自校プールでの水泳授業の実施が望ましいなどの理由により、これまで通り自校プールで水泳授業をすることを実施することを希望する意見が多数を占めていることや、公立・民間プールでは、ほとんどの施設に小プールがないことなどから、児童にとって安心安全な状況下で円滑に水泳授業を実施することを考えた場合、老朽化によるプール施設が使用不可となった際には、ここで入るのが多分綺麗だと思うんですね。必要な改修工事などを実施し、自校プールでの水泳授業を継続すべきだと考えます。でただし、このただし書きのちょっと下に持ってくるかどうかは、またちょっと先ほどいただいた意見をもとに文章を考えたいと思います。一応、ここではただし、学校や児童、保護者が希望する場合は、外部プールの利用を可能

とする。私が論文を書く場合は、ただし、このことは学校や児童が希望する場合は、外部プールの利用を妨げるものではないって書いてある方がしっくりくるかなとか色々あるんですが、そこはまたちょっと調整させてください。なお、プール施設の改修工事には、長期の工事時間を使用する場合がありますので、その間利用できない場合が想定されると、こういう場合には外部プールを使う事例もあるので、教育委員会は当該校とともに児童の不利益にならないよう、最善の方法を検討し、水泳授業を実施する必要があると。なので、これは教育長に対する答申でございますので、修理や改築することが決まって、じゃあそれが決まったから水泳授業を放っておいていいのかと、そうはならないよねっていう。小学校で改築することが決まって、その間、長期間にわたってできない場合は、それでも何とかできる方法はちゃんと検討してくださいねっていう風に注文をつけておきたいことでございます。

次に特別支援学校でございます。特別支援学校のプール施設が老朽化等により利用できなくなった場合においては、同校の児童生徒の特性を踏まえ、公立・民間プールの利用を学校プールの共同利用の移動が困難であることや、外部プールでの水泳指導に伴う環境の変化の配慮が必要なことから小・義務教育学校と同様に自校プールでの水泳授業を継続すべきだと考えるということですね。また、小学校・義務教育同様、学校や児童生徒、保護者が希望する場合は外部プールの利用も可能であるということで、なので小学校と特別支援学校は基本的に直して使ってください。自校プールの使用をきちんとしてくださいという形です。その後ろのフローチャートで示してあるところは、基本的には言った内容をフローチャートで起こしたのになっています。次 44 ページです。中学校・義務教育学校（後期課程）ですね。プール施設が老朽化などにより利用できなくなった場合、本答申「3 水泳授業における小・中・義務教育・特別支援学校の意見」によれば、子ども達の発達条件、学校での特性や立地場所、近隣のプール施設の状況など、各状況に応じて外部プールでの水泳授業の実施について検討を開始することが可能だと判断できると。つまり小学校のように検討も何もなく、自校プールをなんとか修理してくださいではなくて、これまで出てきた学校側のご意見などを参考にすると、中学校であれば外部のプールを使うことも可能である場合もあるので、検討開始してもらって構いません。ただし、外部プールを利用するか否かについては、改修と外部プールとの費用比較を実施していただいて、外部プールの活用が安価である場合に教育委員会が当該校と共に外部プールの活用を検討するということです。安価だからそのまま外部プールとはなりません。これもまだ検討開始できるということです。なので、外部プールの使用の方が高価な場合は、当然として自校プールの修理をしてくださいということになるだろうと思いますね。また、外部プールの活用可能と判断された場合の移動手段は、生徒の安全確保の観点から原則バスを利用して移動することが望ましいと考える。なお、外部プールを活用について決定した後、外部プールの事情などで当該プールが利用できない可能性もあることから、そんな事態、事象が生じた場合は、その状況に応じて再検討しなくてはならないということで、外部プールの方から、民間のプールを使う時に何かの事情で使えないって言われた時に、「じゃあしょうがない」ではなくて、きちんと水泳授業を維持できるような再検討を教育委員会は学校と共

にしてくださいということ注文を付けておこうということです。

そういう意味で45ページのフローチャートですね。この後の3行なんですけど、節を改めようかどうかちょっと悩んだんですが、一行空けて、こうしたプール施設の老朽化に対し、いずれの対策をとる場合においても、これはなので、小学校でも特別支援学校でも中学校でもということです。その場合外部プールを使うにしても、自校プールを直すにしてもということです。いずれの対策を取る場合においても、当該校の水泳授業に影響を与えることは間違いないので、教育委員会には当該校の生徒や保護者に丁寧に説明することを強く求めたいということで、答申本文に一段踏み込んで書いておくのが良いのではないかと一応、私の方でまとめたという意見になります。さて、ちょっとここ大きいところがございますので、ここだけ独立させてご意見をいただきたいと思いますが、委員の先生方いかがでしょうか。

基本的には前回ご審議いただき、議決いただいているものを文章的に落とし込んだものとなっているものです。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。まあ細かい軸や誤字脱字の修正であれば、日本語表現の読みやすさをどうするか、また色々ご意見をいただいてもいいかと思いますが大きなところよろしいでしょうか。この論理構造で。はい、ありがとうございます。では、「7 高知市立学校のプールの今後の在り方」に関しては、これを基本的な作文の原本とさせていただきますと思います。

では、戻りまして今進んでる議題は高知市立学校のプールの今後の在り方に関する答申書(案)の本体でございますので、あと40分程度お時間でございますので、一つ一つご意見とご確認を頂ければと思っております。

まず戻っていただいて、1ページ初めに一応、事前に事務局から本答申(案)はお配りしてお供だと思いますので、多分一読二読していただいているということを一応前提と致しまして、まず一つずつ確認をして行きたいと思っております。まず「はじめに」の部分でございますが、何かご意見ご質問あればいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。こういう形で確認をさせていただきたいと思う。これは、やったよってという話なので、いいかなと思ってるんですが、いやもっと格調高くとかですね、あるかもしれないですが、とりあえずよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、次に3ページです。「1 高知市立学校における水泳授業の現状と課題」です。3ページから15ページになりますが、何かご意見ご質問等あればいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。また、今大きな部分ですね。まるまるデータ、これ欲しいとかこのデータいらぬとか、こういった説明欲しいとか、これと書き換えが必要だというのは今出していただいて、次回最終回になりますので、細かい軸の修正なんかはまた次回までにお話しいただいても大丈夫です。では次ですね。「2 他自治体の取組」です。いかがでしょうか。16ページから18ページまでですね。よろしいでしょうか。はい、お願いします。

委員

はい、このところはもう大分手前の会議でお話をしたところ、また今更っていうところでちょっと恐縮しながらですが、千葉県でや埼玉県と出しているんですが、

それぞれの自治体で、小学校、中学校の数がどの程度なのかを入れていただくとですね。高知市と同じぐらいだねとか、高知市よりちょっと少ない人が多いねというのがすごくわかりやすいなと前から思っていたので、そういったことを調べて追記することは可能でしょうか。

委員長

はい、ありがとうございます。多分、大規模自治体の取組事例と中規模自治体、小規模自治体の違いが多分、ご意見の通りだと思いますので、自治体プロフィールは簡単に教えていただいたほうがいいかもしれないですね。人口、子どもの数、学校数、入る形で入れていただくと、多分、高知市と比較しやすいかなと思いますので、事務局どうですか。

事務局

はい、確認して追記したいと思います。ありがとうございます。

委員長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、19ページの「3 水泳授業における小・中・義務教育・特別支援学校の意見」のところですか。19ページ、20ページですね。いかがでしょうか。よろしいですかね。これも基本的には学校のご意見をまとめていきたいという形ですね。はい、ありがとうございます。

では次、「4 学校における水泳授業の必要性」ですが、これは一番初めにご意見いただいた通り、少し大きな修正を、また事務局の方とか、そこも入って、少しさせていただきたいと思いますので、またそれを次回も早めにお送りして見ていただくことになると思いますので、そこまでにちょっと工夫をしようと思っております。その他について何かあればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、21ページ、22ページについては少し大きく書きぶりについてはもう一段工夫をしようという形にさせていただきたいと思います。

次23ページからです。「5 水泳授業を実施するために必要となる費用比較等」です。これも先ほど25ページの朝倉中学校の部分がシミュレーションだとか、そういうところ実態だとかってというのが、分かりやすい形で、少し示していると思いますが、その他のことについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。高知市内にある色々なプールの情報が加わって一つになっていると、「ああ、ここってこのぐらいの大きさがあるとか分かって、写真まで付いていていいな」と思ったりもするんですけども、もし何かあればまた言っていただければと思います。

次に「6 学校プールの共同利用」についてです。41ページになりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

そして、「7 高知市立学校のプールの今後の在り方」については、「(1) 基本的な方向性」、「(2) プールの今後の在り方」までは見ていただいております。「(3) プール槽の点検」のところからですね。その他の部分に関して、プール槽の点検についてはこれなんか出てくるところでございますが、法定点検はないけれども、こうしてやる以上、定期的に点検してくださいということを教育委員会に求めたいということでございます。下2行です。

「今後は、児童生徒が安全な環境下で水泳授業を実施できるよう、各校とも定期的にプール槽の点検を実施することを教育委員会に求めたい」という文を入れております。ご確認ください。それから「(4) その他、留意すべき事項」です。一つ目のプール施設改修に係る費用についてということで、これは、時期によって当然かかる費用が変動するので、適切に見直して下さいということです。今、物価が上がっているので高く見積もれるけれども、物価下がっているとデフレに行っても困るな…と思いながらですね。要するに価格が下がった時に、今の高い価格を当てはめていただければ現状にそぐわないので、適切な時期に適切な形できちんと計算することをサボらないでくださいねということですね。要求しておきたいということで費用を見直す必要があるということをご述べておくことですね。それからマンホールトイレの学校について出てきてといて、防災上使っている点について追記しております。それから消防水利について、先ほどご説明した通りでございます。この「(3) プール槽の点検」、「(4) その他、留意すべき事項」はいかがでしょうか。みなさんそれぞれのご専門の立場から付け加えておいた方がいい事項などがあれば、出していただいてもいいかなと思います。あるいは、「(2) プールの今後の在り方」までの外側で教育委員会に要望しておきたいことがあれば、ここに注文をつけておくこととなりますけれども。

委員

「(4) その他、留意すべき事項」というところで、マンホールトイレの話の消防水利の話が出ていますので、似たような話として、学校によっては、プールの水をろ過して、災害時に飲用に使えるような設備を持っているような学校もあって、実際に避難訓練の中でも、そういった水を飲んでみるということをやっているんですが、似たようなこの項目の中で、そういったことをちょっと入れていただくと、プールの水はこんなことにも使っているよみたいなことがわかりやすいかなと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。事務局の方で少し検討いただいてよろしいでしょうか。

事務局

はい、かしこまりました。ありがとうございます

委員長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、ありがとうございます。最後、【参考】のところですね。これまで本検討委員会に事務局から出していただいた資料であるとか、あるいは委員の先生方からこんなのがあったらいいんじゃないかと言っていたものに関して、全般的なですね。(1)から(7)までのところに入れ込むと、あまりにも大きいものや、参考として見ていただく部分がいい49ページの地図とか、地図まで中に入れなくていいだろうみたいなのがあってですね。外に出してるのが参考資料となっております。47ページは検討委員会の中で、30年で見るのが果たしてどうなのかというご意見があって、60年の試算をいただいておりますけれども、基本的には、我々が今回の答申で、判断に足る部分があればいいだろうと30年をふまえて出しておりますが、でもやっぱり参考資料として60年のクールも載せとくといいだろうということで、入れて頂いております。

それから前回には過去のプールの改修実績があれば、遡って行けば実態値でわかるという話があり入れていただいておりますので、参考資料はこの形で付いているということでございます。参考資料についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。では、一応、今のところで本答申書（案）に関しまして、1 ページ目をめくって頂いたところに目次が載っておりますけれども、一応現在のところ答申書（案）「はじめに」の部分から。参考資料の最後の部分までご検討いただき、いくつかの点において、次回までの修正の宿題が出されていますけれども、それ以外の部分に付いては基本的には大きな修正なしという形で、お認めいただいている形になってございます。全体に関して、もし何かここでもう少しご発言しておきたいのがあればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

ちょっとこれまでの議論がついてないのかもしれないですけど、43 ページからのプールの今後の在り方のところで、先ほど中身について確認されたと思うんですけども、中学校で外部プールの活用が安価だってなった場合の公立プール、民間プール、学校プールの共同利用っていうのがまあ並列で書かれてある。ここの検討はもう並列同列に扱って検討をお任せするというかっていう形で、このような書きぶりなのか、この委員会として学校の共同利用は学校に負担がかかるから、学校よりは民間を使った方がいいよ、みたいなところまで書くのかどうか確認をさせていただきたいです。

委員長

はい、ありがとうございます。委員長と致しましては、各学校の環境がそれぞれ違うので、例えば近隣に学校があつたりとか、あるいは小学校・中学校区で、使える学校があるかどうかによって、共同利用が可能かどうかが学校によって随分違ってくる。民間プールも公立プールも特に距離や教育課程において大分違いが出てくるだろうというところで、それを49 ページの地図を見ながら、我々プロットしながら、この学校であれば、こういう順番でってのはちょっともう可能ではあるかと思うんですが、そこで我々頑張るよりは、教育委員会が学校としかるべく、きちんと協議して可能なところを探してもらおう。考えてもらおうという方が現実的だろうという形で、委員長の原案としては外部プールの活用かどうか安価であるということで、外部プールの活用の検討を始めてよろしい。で、その具体的な中身の検討の仕方については学校の置かれた状況、教職員の先生方の状態であるとか、学校の立地であるとか、子ども達の状態であるとかカリキュラムの特性とかで違ってくるので、そこは、教育委員会の方で十分に学校と話し合っ決めてくださいということで、ここで細かく条件を決めることはしなくていいんじゃないかなという形に書いているところです。もし、委員の皆さんが、「いや、プロットして、A中学校ならこうしろって。これを順番で」ってことを一つずつ決めた方がいいってご意見があればそれもありませんが、多分そこまでここで縛るよりも、多分学校が柔軟に決められた方がいいかなと思ってるところでございます。いかがでしょうか。

委員

いや、私も個別に一校一校のケースでっていうことではもちろんない。例えば、その距

離を基にするとか価格を比較するみたいな文言が一個あってもいいのかなと思ったまでです。

委員長

はい、ありがとうございます。私も考えなかったこともないんですけども、この距離や先生方の状況、生徒の数で、どれが上位で、どれが中位で、どれが下位で、どれを比べて高いところに考え出すときりがなくなってしまい、ちょっとそこも委員がおっしゃる通りでそこまでやはり書いた方が、逆に教育委員会も学校も考えやすいのかなと思うところもあるんですが、とりあえず提案としましては、そこも含めて、教育委員会にしかるべく学校と教育委員会でしっかり判断してもらったらいんじゃないかなという風に考えているところです。はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、そこは今確認をしていただければと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

では、「3 議題 (2) 高知市立学校のプールの今後の在り方に関する答申書 (案)」に関しましては、以上の形にさせていただきたいと思います。次回までに事務局の方で、今出た部分の修正について、私も含めて検討させていただいて、これも早いうちに最終物を作って委員の先生方にお送りして見ていただきたいと思っていますのでございます。なお、再三再四申し上げて失礼にあたるところでございますが、今回は最終的な審議決定の場になるかなと思っておりますので、もし、今から気がついた大きな修正がとおりになる委員は、早めに事務局の方にご連絡頂ければ委員長方でもまた判断をしたいと思いますが、基本的にはこの水準であとはテニヲハの修正という風にさせていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

はい。では会次第「4 その他」でございますが、議題以外のことでも構いません。全体に関しまして、何か先生方が御意見あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。お願いします。

委員

ちょっと本委員会の道から外れた話になるかもしれませんが、まあ今後、改修の技術や方法はあるんですけど、改修をする際は、やはりFRPのプール槽っていうのはそこがメインになっていくんですかね。今回なんとなくFRPのプール槽ばかり問題が起きたようにこう感じたので、今回、せっかくいらっしゃるんで、ちょっと聞いてみたくて。

委員長

はい。それではせっかくなので、我々勉強も含めて、その辺について教えていただいてもいいかなと思います。

委員

ご質問ですので、技術的な職場にいる者です。FRPは、今までももちろん安価で工期が短縮できてっていうことでFRPになっていました。FRPが一番多くて、次にステンレスプールということになっていきますけど、実はFRPのプールを作っていたヤマハが、もう本年度の3月をもってプールの製造をやめるということになっていまして、高知市で6割ぐらいがFRPということで、全体の6割がFRPですけど、そのうちの80%から90%

がヤマハなんですけど、もう撤退するということになっていますので、今後で行くとFRPは新規になってもなかなかやりにくく、需要と供給が追いつかなくなって、ステンレスとか技術が増えていくんじゃないかなっていう状況になっています。詳しいことは、その後どこかが引き継いでどれぐらいあるのかっていうのがわかりませんが、FRPのプールは今後やっぱり減っていくという状況がある。ヤマハがタイムリーに、ホームページで撤退させていただきますと掲載しています。維持管理はやってくれるということで出ていますので、情報提供です。

委員長

ありがとうございます。もしかしたら、企業体自体のこういったプール造成とか、プール改築とかの経済的メリット、どこまで企業は続けてくれるかっていうのも、もしかすると先ほどおっしゃられていた教育上の政策状況の変更の他に、そうした経済上とか、企業上のメリットがあまりなくなってきた時の政策の環境の大きな変更はあるかもしれないですね。はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。これで答申書（案）の原案が固まりました。随分前にお話ししたのですが、他自治体と比べても特段意味があるわけじゃなくて、高知市のことを決めておりますので、他自治体と比べてもしょうがないんですけども、随分立派な充実した答申書になるかなと思っておりますので、これもひとえに委員の先生方に積極的に御発言をいただいたことによりますので、心より感謝を申し上げたいと思います。ただもう一回残っておりますので、緩まずに引き締めていきたいと思っておりますので、またよろしく願い申し上げます。では、進行の方を事務局でお返しいと思います。

事務局

5 閉会